

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	寄附金税額控除に関する申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、寄附金税額控除に関する申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に関する申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を受けようとする寄附者から求めがあったとき、当該寄附者の住所所在地の市区町村長に対し、その情報を通知する事務を行なっている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の收受、保管。 ②税額の控除を行う住所地の市区町村に申告特例通知書を送付。
③システムの名称	1. 国税連携システム(eLTAX) 2. ふるさと納税業務管理システム（ふるさと納税do） 3. 自治体マイページ
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申請書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び第4項、別表24の項 2. 地方税法附則第7条第5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施しない]</div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部広報政策課
②所属長の役職名	広報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報政策課 電話番号 0835-25-2188
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、システム入力に当たっては作業者と別の者によるダブルチェックを行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式には手続きに必要な項目のみ記載している。また、自治体マイページシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	使用せず(エクセルファイルにて管理)	国税連携システム(eLTAX)	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・第9条第3項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第16条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・第9条第3項	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月10日時点	令和4年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月10日時点	令和4年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅳ リスク対策 8.監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期的な見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月10日時点	令和5年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月10日時点	令和5年1月10日時点	事後	定期的な見直しに係る修正
令和6年10月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	1. 国税連携システム(eLTAX) 2. ふるさと納税業務管理システム(ふるさと納税do) 3. 自治体マイページ	事前	自治体マイページ導入による修正
令和6年9月27日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・第9条第3項	1. 番号法第9条第1項および第3項、別表24の項 2. 地方税法附則第7条第5項	事後	法改正による修正
令和6年9月27日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	産業振興部商工振興課	総合政策部広報政策課	事後	担当部署変更による修正
令和6年9月27日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	商工振興課長	広報政策課長	事後	担当部署変更による修正
令和6年9月27日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	担当部署変更による修正
令和6年9月27日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 産業振興部 商工振興課 電話番号 0835-25-2147	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報政策課 電話番号 0835-25-2188	事後	担当部署変更による修正
令和6年9月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月10日時点	令和6年1月10日時点	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月10日時点	令和6年4月1日時点	事後	軽微な修正
令和7年1月27日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項および第3項、別表24の項 2. 地方税法附則第7条第5項	1. 番号法第9条第1項及び第4項、別表24の項 2. 地方税法附則第7条第5項	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月10日時点	令和6年11月20日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、システム入力に当たっては作業者と別の者によるダブルチェックを行っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式には手続きに必要な項目のみ記載している。また、自治体マイページシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日時点	令和7年11月27日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	[1,000人以上1万人未満]	[1万人以上10万人未満]	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年11月27日時点	令和8年9月27日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	定期見直しに係る修正